三世代家族に関する研究

第2報 嫁姑関係と子どもの行動について

研究第7部 高 橋 種 昭 三 谷 真 理 子

1. 緒 論

第1報においては、三世代家族における祖母の生活実態を育児と関連させて、都市と農村においてみてきたわけであるが、今回は、更に三世代家族における人間関係と育児との関連を、嫁姑関係を中心にした各種の調査や事例研究からみてゆくことにした。何故なら嫁姑関係は三世代家族における育児に最も大きな影響力をもつものであり、子どもの生活の背景的な存在として常に強力に働きかけていると考えたからである。

家族の果す機能の中でも子どもの社会化の機能と、精神の安定化の機能は非常に大きいものとして考えられているが、三世代家族における嫁姑関係は、その両者の機能を円滑に働かすことができるか否かの鍵となるものであろう。もしも嫁姑関係に混乱や歪みがみられ、家族の人々が対立関係にあったり、あるいは抑圧的状態に陥ったりしていたとしたら、子どもの精神衛生も当然悪化し、精神的に不安定な状態におかれることになるであろうし、みにくい人間関係における行動や態度などを子どもは幼少時から自然に学習してゆくことにもなり、その社会化は最も好ましくない条件のもとで行なわれることになるであろう。

今回の研究は、そうした三世代家族における嫁姑関係が、現在どのような形で存在しており、同居という事態が子どもに対し如何ように働いているか、ということを各種の調査や問題事例から明らかにしようとするものである。

2. 研究方法及び対象

研究方法としては次の種類のものを実施した。

- (1) 母親に対する質問紙調査
- (2) 母親に対する集団面接調査
- (3) 祖母に対する個人面接調査
- (4) 子どもの行動評価
- (5) 問題児事例研究

(1)の母親に対する質問紙調査は、東京・大阪・埼玉の 3か所の幼稚園の父兄を対象にして行った。調査の対象 となった父兄数は900名で、そのうち669名から回答を得 た。質問項目は下記の如く、母親が相談者の立場であっ たら、どのような助言を行うか、という形をとらせてき いた。

質問紙の内容

お願い

この質問は、おばあさんと同居している一郎ちゃんのお母さんの花子さんの悩み事に関したものです。あなたが花子さんから相談をうける相談者だとしたら下の答の中のどれを選ばれますか。適当な答だと思われるものに〇をつけて下さい。花子さんの家庭は、両親と長男の一郎ちゃん(4才)とおばあさんの4人家族です。父親(明さん)も長男です。

- ① 花子さんが一郎ちゃんに対し厳しいしつけをすると、おばあさんがすぐに「そんなに子どもは叱るものではない」とかばいます。そういう時に花子さんはいつもどうしてよいか迷ってしまいます。どうすればよいでしょうか
- イ、子どもは親の子どもなのだから口出しをしないで 欲しいときっぱり祖母にいう。
- ロ、祖母にいっても無駄だからその場では黙ってきき 自分の方針は曲げないでしつける。
- ハ、祖母は育児の経験者なのだからその意見には繁直 に従うべきだ。
 - ニ、話し合って納得のいく扱いをする。
- ② 花子さんは家を改築することを夫の明さんと2人で話して決めようとしたら、夫の明さんは、そういう大事なことはおばあさんとも相談しなければいけないといいました。もちろん費用は全て明さんの負担です。花子さんはどうも明さんのいうことが納得できません。
- イ、おばあさんには負担をかけないのであるから相談 する必要などない。
 - ロ、当然祖母に相談して決め、祖母の意見を尊重すべ

きだ。

- へ、一応話して意見を求めることはよいが、**最終的**に はやはり夫婦で決めるべきだ。
- ニ、3人でよく話し合って、それぞれの意見を入れて 決めるべきだ。
- ③ 花子さんが一郎ちゃんの教育のことでわからないことがあり困っているような時、おばあさんはいつも自分に聞けといってくれますが、花子さんは年寄りの意見など聞いても仕方がないのではないかと迷ってしまいます。
- イ、年寄りは相談しても得ることがないのは、わかり きったことだから意見など聞く必要はない。
 - ロ、ぜひ相談すべきだ。年寄りの意見は貴重である。
- ハ、一応意見を聞いた方が人間関係のためにはよいが 参考にする程度でよい。
- ニ、教育のことはやはり家族みんなで相談すべきである。
- ④ 花子さんの夫の明さんは、おばあさんの生活は長 男の自分が全てみるのが当然だといいます。しかし花子 さんはどうも明さんのいうことが納得できません。明さ んには兄弟が4人います。
- イ、長男ならば当然明さんが全ておばあさんの面倒を みるべきだ。
- ロ、兄弟が4人もいるならば皆で分担して みるべき だ。同居も必ずしも長男だけがする必要はない。
- へ、祖母は自分自身の生活費ぐらい自分で責任をもつ べきだ。
- ニ、経済的に余裕のあるものが分担して生活費の面倒 をみればよい。しかし住居はやはり長男である明さんの 家が一番妥当である。
- ⑤ おばあさんが外出する時、明さんはいつもお小造いをあげています。しかし明さんの留守の時など花子さんはどうすればよいか迷ってしまいます。明さんがあげる額は、正確には花子さんには知らされていません。
- イ、明さんは自分の意志であげているのだから花子さんまであげる必要はない。
- ロ、明さんがあげるのなら、やはり同じようにすべきだ。
- ハ、必ずしもあげる必要はないが、気持だけあげてお いた方が無難である。
- ニ、明さんとよく話し合ってはっきりした態度を決め た方がよい。
- ⑤ おばあさんは自分が入浴する前に花子さんが入ると非常に嫌な顔をします。しかし子どもと一緒に入るのでどうしても先に入ることになってしまうのです。どう

すればよいでしょうか。

- イ、嫌な顔をする方が悪いのだから無視してよい。
 - 中、やはりおばあさんを優先して入れるべきだ。
 - ハ、子どもを先に入れる必要があることをよく話して 皆の納得のゆく方法をとればよい。
 - ニ、一応ことわりの言葉をかけ、祖母の気持をたかぶ らせないようにして先に入ればよい。
 - ① おばあさんは花子さんが一郎ちゃんを連れて実家 に泊りに行くのを嫌がります。花子さんはその度毎に気 を使わなくてはなりません。やはり遠慮すべきでしょう
 - イ、当然のことなのであるから、知らん顔して行けば よい。
 - ロ、おばあさんが嫌がるのならやめた方がよい。
 - ハ、回数を減らせばよい。
 - ニ、明さんともよく話しておばあさんの理解を求める べきだ。
 - ⑧ あなたは将来、ご自分のお子さんの世話になると 思いますか。
 - イ、当然子どもと同居して面倒をみてもらう。
 - ロ、自分が動ける間は子どもと別に生活し、動けなく なったら面倒をみてもらう。
 - ハ、一応別居はするが経済的に面倒をみてもらう。
 - ニ、養老院に行ってもよいから子どもの世話にはなら ない。

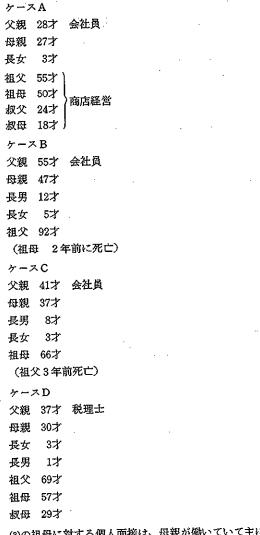
ホ、その他(

- ③ 老後の生活保障は政府がみるべきで、子どもの世話になるのはおかしいと思いますか。
- イ、個人が責任を全て負うのはおかしいと思う。政府 が保障すべきだ。
- ー P、個人はそれぞれ政府にも子どもにも頼らず、自分 の生活については責任をもつべきだ。
- ハ、当然子どもが面倒をみるべきである。子どもに扶 養能力のない場合は政府がみるべきである。
- ニ、本来は子どもにも政府にも頼らず、自分で自分の 生活には責任をもつべきだが、色々な事情で生活できな い場合は子どもがみるべきだ。

ホ、その他(

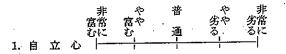
(2)の母親に対する集団面接調査は、当研究所教養相談施設に来所したケースの中で祖父母と同居しているものの中から研究所に近く、容易に来所が可能なケース4ケースを選んで研究所に呼び、会議室において、各種の質問を中心に約2時間、現在の自分遠の家庭の実態や意見を述べてもらった。来所してもらった4ケースの家族構成、職業などは次の如くである。

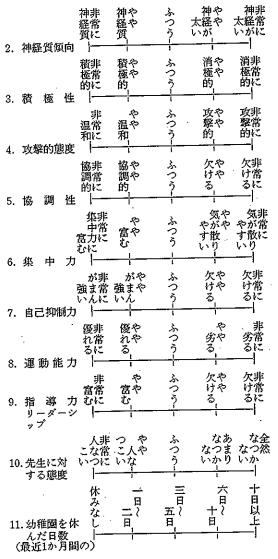
高橋他:三世代家族に関する研究



(3)の祖母に対する個人面接は、母親が働いていて主に 祖母が育児の任にあたっている家庭の祖母11人に直接家 庭訪問し、子どもの現在の状態を、運動能力、知的能 力、情緒生活、興味関心、遊び、社会性、道徳性、生活 習慣などについて聞くと共に、祖母のとっている態度や 現在の母親達の育児についての意見を聴取した。対象と した家庭は東京都の幼稚園児の家庭である。

(4)の子どもの行動評価は、母親に対して調査を行った 幼稚園児の中の同居家族の子ども 205 名と、統制群とし て核家族の子ども216名の計421名について下記の如き項 目の評価を受持教師に依頼した。





(5)の問題児のケースは、当研究所の教養施設に昨年の 11月以来1年にわたって継続来所している同居家族の問題児の典型とみられるK児についてのものであり、その 治療経過と過去の生育歴などを関連させながら同居家族 の中の問題児が、如何なる過程の中で育ってゆくかを明 らかにしたい。

Kケースの主訴と家族構成

主訴

幼稚園で集団行動がとれないで勝手なことばかりする。 友達にも関心がなく常に孤立してしまう。家では祖母や母親に対して親しみを持たない。 自閉症ではないかといわれた。

家族構成

父親 38才 会社員

母親 35才

長女 8才

本児 5才(来所当時)

祖父 65才 大学教授

祖母 60才

3. 結果及び考察

(1) 母親に対する質問紙調査の結果

母親に対する質問紙の集計は、その答を次の4つのも のに分類して行った。

- イ、母親優位型
- 中、自律無干涉型
- ハ、祖母優位型
- ニ、民主型

質問によっては必ずしもこの類型にぴったりあてはま らないものもあったが、一応はこれらの類型に入ると考 え、特に新しい分類は行わなかった。イの母親優位型は字の如く、嫁である母親の力が強く、祖母である姑より優位にその地位を置こうとするものであり、ロの自律無干渉型は互いに自分のペースで生活を営み、相手の生活には干渉しないというタイプのものである。への祖母優位型は母親より祖母の力が強く、祖母のペースで家のこと一切がとりしきられている場合であり、ニの民主型は話し合いが円滑に行われ、その間に対立や抑圧というような歪んだ関係がみられぬものである。

第7集

第1間の母親のしつけに対する祖母の干渉については、各地域とも話し合いを行うという答が圧倒的に多いが自律無干渉、つまり、母親は母親流に行うというものも東京の二世代家族の32%を最高に東京、大阪の家族ではかなりの数がみられる。最も少いのは「祖母は育児の経験者なのだからその意見に素直に従う」という答であり1~2%しかみられない。(第1表)

第2間の家の改築のように大事な事を決めるにあたっ

第 1 表

		質 問		(1) 母親	が子を叱った時	、祖母がかばった	<u> </u>	
地家族	域 終形態	答	母親優位型 (イ) %	自律無干涉型	祖母優位型	民主型(年)	ナッ	計
_	大 阪	二世代	11 (5.6)	56 (18.2)	3 (1.5)	139 (70.2)	9 (4.5)	198
		三世代	4 (4.9)	21 (25.6)	1 (1.2)	54 (65.9)	2 (2.4)	82
東	京	二世代	7 (8.2)	22 (25.9)	2 (2.4)	54 (63.5)	0(0)	85
	۸۱	三世代	3 (6.8)	14 (31.8)	2 (4.5)	24 (54,5)	1 (2.3)	44
埼	玉	二世代	14 (7,4)	25 (13.2)	6 (3,2)	139 (3,2)	6 (3.2)	190
		三世代	5 (7.1)	7 (10.0)	2 (2.9)	52 (74.4)	4 (5.2)	70
	計	二世代	32 (6.8)	83 (17.5)	11 (2.3)	332 (70.2)	15 (3.2)	
	n)	三世代	12 (6.1)	42 (21,4)	5 (2.6)	130 (66.3)	7 (3.6)	. 669

て祖母の意見をどの程度いれるかという質問については、やはり話し合いを行うというものが一番多いが、この場合は第1間の時より「一応意見はきくが夫婦で決める」という自律無干渉型が非常に多く、地域によっては民主型より多くなっている。東京の三世代家族の場合など61%という多数にのぼっている。そうした意見が最も少ないのは大阪の三世代家族である。同じ三世代家族でもかなりな違いがそこにみられる。(第2表)

第3間の子どもの教育について祖母の意見をどの程度 まできくかとの質問に対しては、自律型と民主型が各々 約40%前後で他の型は極めて少ない。しかしこの場合の への自律無干渉型の答は一応意見はきいた方がよいが参考にする程度でよいというものであり、父母の権威を強調したものともいえるものであるから、半数は父母優位型とみてよかろう。そして、全然無視するという答より、年寄りの意見は貴重だからぜひ相談しろというものが多い。つまり半数のものが教育については父母の判断で全て行うのが当然だとする一方では、他の半数のものは年寄りの意見も尊重すべきだという意見をもっていることになるわけである。(第3表)

第4間の祖母の面倒は長男がみるのが当然か否かとい うことについては、意外に長男がみるのが当然だとする

第 2 表

\equiv		質問		(の) 党なき	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 知風が奈日ね	原の ノカン・			
_		-X, .,,		(2) 家を引	X 突ゅるような味	ん祖母に意見を	DH / //	計 198 82		
地家族	域 実形態	答	母親優位型	自律無干涉型 (*)	祖母優位型	民主型(二)	ナッ	計		
1	阪	二世代	0(0)	83 (41.9)	2 (1.0)	107 (54.0)	6 (3,0)	198		
大		三世代	0(0)	29 (35, 4)	0(0)	52 (63, 4)	1 (1,2)	82		
	-	二世代	. 0(0)	92 (35, 4)	0 (1.0)	36 (42, 4)	2 (2, 4)	85		
東	京	三世代	1 (1.2)	46 (59,1)	0(0)	17 (38, 6)	0(0)	44		
14.	,	二世代	0(0)	92 (48.4)	3 (1.6)	93 (48.9)	2 (1.1)	190		
埼	玉	三世代	0(0)	30 (42.9)	0(0)	38 (54.3)	2 (2.9)	70		
i	=1	二世代	1 (0.2)	221 (46.7)	5 (1,1)	236 (49.9)	10 (2, 1)	669		
	計	三世代	2(0)	86 (43,9)	0(0.)	107 (54.6)	3 (1.5)	009		

第 3 表

1==		26 PP (
		質問		(3) 子	供の教育に	関して		
地家族	域 逐形態	答	母親優位型 (イ) %	自律無干涉型	祖母優位型	民主型(3)	ナシ	計
	V=:	二世代	1 (0.5)	87 (43.9)	14 (7.1)	88 (44.4)	8 (4.0)	198
大	阪	三世代	0(0)	39 (47.6)	5 (6.1)	35 (42.7)	3 (3,7)	82
		二世代	0(0)	45 (52.9)	3 (3,5)	35 (41,2)	2 (2.4)	85
東	京	三世代	0(0)	26 (59.1)	2 (4.5)	16 (34,5)	0(0)	44
14.		二世代	1 (0.5)	93 (48.9)	9 (4.7)	84 (44.2)	3 (1.6)	190
埼	玉	三世代	0(0)	37 (52, 9)	2 (2.9)	31 (44.3)	0(0)	70
	÷4.	二世代	2 (0.4)	225 (47.6)	26 (5.5)	207 (43.8)	13 (2.7)	440
	計	三世代	0(0)	102 (52.0)	9 (4.6)	82 (41.8)	3 (1.5)	669

第 4 表

		質問		(4) 祖母のめん	しどうをみるとい	、うことに関する	母親の意見	
地家族	域 影態	答	母親優位型	自律無干涉型	祖母優位型	民主型(ロ)	ナッシ	計
		二世代	0(0)	114 (57.6)	14 (7.1) [.]	63 (31.8)	7 (3.5)	198
大	阪	三世代	0 (0,)	38 (46.3)	16 (19.5)	15 (30.5)	3 (3.7)	82
str	-	二世代	3 (3.5)	52 (49, 4)	6 (7.1)	34 (40.0)	0(0)	85
東	京	三世代	1 (2.3)	19 (43, 2)	5 (11.4)	16 (36, 4)	3 (6.8)	44
14:		二世代	1 (0.5)	80 (42, 1)	20 (0.5)	86 (45.3)	3 (1.6)	190
埼	Æ	三世代	0(0)	36 (41.4)	11 (15.7)	23 (32,9)	0(0)	70
	a.	二世代	4 (0.8)	236 (49.9)	40 (8.5)	183 (38.7)	10 (2.1)	669
	計	三世代	1 (0,5)	93 (47.4)	32 (16.3)	64 (32,7)	6 (3.1)	009

ものが多く、大阪の三世代家族の20%を最高に、埼玉の 三世代家族の16%、東京の三世代家族の11%と続き、各 余裕のあるものが分担し、住居は長男と共にすべきであ る」という意見であり、50%前後宛各地域にみられる。 ロの「長男だけが負担する必要はない」とするものは30 ~40%である。(第4表)

第5問は祖母に対する小遣いについてきいたものであ るが「夫と話し合ってはっきりさせた方がよい」という 意見が最も多く、約半数を占めている。しかし同時に要 としてはあげる必要はないと思うが、気持だけあげてお いた方が無難だという消極的な意見も多く、約30%みら れる。特に東京の三世代家族の場合は34%と多い。つま りこの場合、夫が祖母に小遣いをあげるのは自分の意志

であげているのであるから妻はあげる必要はないという ような合理主義的な答は少なく、理屈の上では必要はな 地域とも二世代家族より多い意見は、「経済については いと思っても一応気持だけはあげておいて人間関係を円 滑にしようというものが多いわけである。(第5表)

> 第6間の入浴の順序については、祖母優先をはっきり 打ち出しているものは埼玉の三世代家族の場合の11%を 除き、他の地域の二世代、三世代家族では1割に満たな い。この場合も、やはり皆で納得のゆくように話し合う というものが最も多く、約半数を占めている。しかし、 「祖母に一応声をかけ、祖母の気持をたかぶらせないよ」 うにして母親が先に入ればよい」とするものが同じよう に50%近い数字を示していることは、母親、というより 子ども中心の家庭生活のあらわれといえよう。(第6表) 第7間の質問は嫁姑関係の中でも最も微妙な関係にあ

第 5 表

_								
		質問	•	(6) 祖母にお	小遣いをあげる	ことについての#	段親の意見	
地家族	域 <u>埃形態</u>	答	母親優位型	自律無干涉型 (4)	祖母優位型 (ロ)	民主型	ナッ	좗
	大 阪	二世代	. 11 (5.6)	59 (29.8)	28 (14.1)	94 (47.5)	6 (3.0)	198
		三世代	1 (1,2)	27 (32,9)	12 (14.6)	40 (48,4)	6 (2, 4)	82
東	京	二世代	6 (7.1)	19 (22, 4)	8 (9.4)	52 (61.2)	0(0)	85
*	<i></i>	三世代	3 (6.8)	15 (34.1)	5 (11,4)	19 (43.2)	2 (4,5)	94
埼	王	二世代	10 (5.3)	41 (21.6)	18 (9.5)	116 (61.1)	5 (2.6)	190
- PJ	_15	三世代	4 (5, 7)	14 (20.0)	9 (12,9)	43 (61.4)	0(0)	70
,	計	二世代	27 (5, 7)	119 (25,2)	54 (11.4)	206 (55, 4)	11 (2,3)	
	n i	三世代	8 (4.1)	56 (28.6)	26 (13, 3)	102 (52.0)	4 (2.0)	669

第 6 寿

		質問			(6) 入 浴	の順序		
地家族	域 <u></u> 形態	答	母親優位型 (1) %	自律無干渉型	祖母優位型	民主型(1)	ナ・シ	計
大	阪	二世代	1 (.0.5)	95 (48.0)	12 (6, 1)	82 (41.1)	8 (4.0)	198
		三世代	2 (2.4)	33 (40.2)	8 (9.8)	34 (41.5)	5 (6.1)	82
東	京	二世代	0(0.)	31 (36,5)	6 (7.1)	47 (55, 3)	1 (1.2)	85
		三世代	0(0)	23 (52.3)	0(0)	21 (47.7)	0(0)	44
埼	₹	二世代	2 (1.1)	65 (34.2)	10 (5.3)	107 (56.3)	6 (3, 2)	190
		三世代	0(0)	25 (35,7)	8 (11.4)	35 (50.0)	2 (3.2)	70
,	計	二世代	3 (0.6)	191 (40.4)	28 (5.9)	236 (39.9)	15 (3.2)	
	#1	三世代	2 (.1,0)	31 (41.3)	16 (8.2)	90 (45.9)	7 (3.6)	669

第 7 表

$\overline{}$		質問	くことに関して					
地家	域 実形態	答	母親優位型 (4) %	自律無干渉型(り)	祖母優位型	民主型(4)	ナシ	計 _.
		二世代	5 (2, 5)	20 (10, 1)	5 (2.5)	162 (81.8)	6 (3.0)	198
大	阪	三世代	8 (9.8)	8 (9.8)	0(0)	62 (75.6)	4 (4.9)	82
-	_	二世代	0(0)	8 (9.4)	2 (2.4)	74 (87.1)	1 (1,2)	58
東	京	三世代	1 (2.3)	6 (13,6)	1 (2.3)	34 (77.3)	2 (4.5)	44
		二世代	7 (3.7)	18 (9.5)	5 (2.6)	157 (82.6)	3 (1.6)	190
埼	Œ	三世代	3 (4.3)	6 (8.6),	3 (4.3)	56 (80.0)	2 (2.9)	70
		二世代	12 (2.5)	46 (9.7)	12 (2.5)	393 (83.1)	10 (2.1)	669
	計	三世代	12 (6, 1)	20 (10.2)	4 (2.0)	152 (77.6)	8 (4.1)	

第 8 表

\		質問			(8) 自	分の将来につ	いて		
地家族	域既態	答	1 %	p	Д	=	ホ(その他)	ナーシ	計 ————
		二世代	3 (1.5)	121 (61.1)	14 (7.1)	17 (8.6)	34 (71.2)	9 (4.5)	189
大	阪	三世代	9 (11.0)	48 (58,5)	4 (4.9)	6 (7.3)	14 (17, 1)	1 (1.2)	82
		二世代	3 (3.5)	49 (57.6)	2 (2,4)	4 (4.7)	26 (30, 6)	1 (1.2)	85
東	京	三世代	1 (2.3)	27 (61.4)	3 (6.8)	4 (9.1)	5 (11.4)	4 (9.1)	44
_		二世代	14 (.7.4)	133 (59.5)	10 (5.3)	17 (8.9)	83 (17.4)	3 (1.6)	. 44
埼	េ	三世代	4 (5.7)	45 (64.3)	1 (1,4)	2 (2.9)	16 (22.9)	2 (2.9)	190
		二世代	20 (4.3)	283 (59.8)	26 (5.5)	38 (8.0)	93 (19.7)	13 (2.7)	669
-	計	三世代	14 (7.1)	120 (61.2)	8 (4.1)	12 (6.1)	35 (17.9)	7 (3.6)	

- イ、当然子供と同居して面倒をみてもらう
- ロ、自分が動ける間は子供と別に生活し、動けなくなったら面倒をみてもらう
- ハ、一応別居はするが経済的に面倒をみてもらう
- ニ、養老院に行ってもよいから子供の世話にはならない

るもので、「夫とよく話し合い、祖母の理解を求めるべきだ」とするものが圧倒的に多い。「回数を減らせばよい」とするものが約10%みられるだけで、祖母のいやがることなど無視すればよいとするものや、逆に祖母がいやがるならやめた方がよいというような答は少ない。これも嫁姑関係の中で最も難しい問題だけに、無用な対立はさけた方がよいという母親達の考えのあらわれとみてよかろう。(第7表)

第8間、第9間は花子さんの家庭の問題としてではなく、直接本人自身の意見をきいたものである。第8間は 将来自分が子どもの世話になると思うか否かについて は、「自分が働ける間は子どもと別に生活し、動けなくなったら面倒をみてもらう」というものが50~60%と最も多く、他の「發老院に行ってもよいから子どもの世話にはならない」という答や、「当然子どもと同居して面倒をみてもらう」という答は少ない。この自分が動ける間は子どもと別に生活し、動けなくなったら面倒をみてもらうというをは、結局は子どもに面倒をみてもらうというものであり、現在でも親は最後には子どもの世話を期待しているわけである。(第8表)

第9間はそうした老後の問題についての政府の責任に ついてきいたものである。この場合は、本来は子どもに

-		66 00	···						
	$\overline{}$	質問		(8) 老後の生	舌保障は政府が	バみるべきか		
地家族	域 形態	答	1 %	Ħ	,	=	ホ(その他)	ナッ	計
大	阪	二世代	29 (14.6)	21 (10.6)	28 (14.1)	99 (50.0)	14 (7.1)	7 (3.5)	198
		三世代	10 (12,2)	9 (11.0)	11 (13, 1)	42 (51.2)	.5 (6.1)	5 (6.1)	82
東	京	二世代	18 (21,2)	11 (12.9)	6 (7,1)	41 (48.2)	7 (8.2)	2 (2.4)	85
		三世代	13 (29.5)	3 (6.8)	5 (11.4)	2 (2.4)	6 (13, 2)	1 (2,3)	82
埼	玉	二世代	39 (20,5)	12 (6.3)	24 (12.6)	94 (49.5)	11 (5.8)	10 (5.6)	190
		三世代	14 (20.0)	5 (7.1)	7 (10.0)	37 (52.9)	5 (7.1)	2.(2.9)	70
좕	ŀ	二世代	36 (18.2)	44 (9.3)	58 (12.5)	234 (49.5)	32 (6.8)	19 (4.0)	
**	<u> </u>	三世代	37 (18,9)	17 (8.7)	23 (11.7)	95 (48.5)	16 (8, 2)	8 (4.1)	669
류 		三世代	-	17 (8, 7)	23 (11.7)				66

- イ、個人が責任を全ておうのはおかしいと思う、政府が保障すべきだ
- 四、個人はそれぞれ政府にも子供にも類らず自分の生活については責任をもつべきだ
- ハ、当然子供が面倒をみるべきである、子供に扶養能力のない場合は政府がみるべきである
- ニ、本来は子供にも政府にも頼らず自分で自分の生活には責任をもつべきだが、色々な事情で生活できない 場合は子供がみるべきだ

も政府にも頼らず自分で自分の生活には責任を持つべきだが、いろいろ事情で生活できない場合は子どもがみるべきだとするものが50%みられ他の答よりはるかに多くなっている。そして政府の責任だとするものは少ない。政府に保障の求めるものは20%弱という数字である。従ってこの場合にも期待されているのは子どもということになるわけである。(第9表)

次に以上の質問を母親の年令別に分けて集計した結果が第10表から第18表である。この場合、母親の年令は30才未満のものと、35才以上の2つのグループに分け、31才から34才のものは除いて、その年令差をみることにした。その結果は以下の如くである。

第1間のしつけに関した質問では、それほどはっきり した差はみられない。

第2間の家の改築の際の態度では、35才以上の母親に 自律型が非常に多い。これには夫の経済力の上昇という こともかなり影響していることが考えられる。

第3間の子どもの教育に関した質問の場合も、同じように35才以上の母親に自律型、つまり一応参考意見として祖母の意見もきくといったものが多い。

第4間の祖母の面倒に関しては、同じ三世代家族の母親の場合でも、35才以上の母親では「必ずしも長男だけが同居する必要はない」というものが多いが、同時に長男が当然全て面倒をみるべきだとするものが、二世代家族の母親などに比較すれば多いという結果がみられる。

このことは、一方では古い考えをもつ母親がいると同時 に、同居ということを長い期間経験した母親の希望がそ のまま述べられているとみてよいであろう。

第5間の祖母の小遣いの場合にも、35才以上の母親では、夫と同じようにするという妥協的な態度のものが多い。それに比較し、同じ三世代家族の母親でも30才以下の場合は必ずしも、あげる必要はないが気持だけあげておくというものが圧倒的に多いのが目立った特徴である。つまり気持の面では否定的であっても、同居という現実の場では、一応妥協するというタイプのものが30才以下の三世代家族の母親に多いということである。

第6間の入浴の順序については、意外に年令差は全く みられず「子どものことを考え話し合う」というもの と、「一応声をかけて祖母にことわって先に入る」とい うものが殆んどを占めている。何れにしても子どもを優 先した考えのものが多いといえる。

第7間の母親が実家に行くことについても、「話し合って理解を求める」というものが二世代家族の母親の場合は25才以上に三世代家族の母親の場合は30才以下に多い他には差はみられない。

第8間の将来子どもの世話になるか否かについては年 令差はみられない。そして「動ける間は別居し、動けな くなったら子どもの世話になる」というものが60%前後 ずつみられる。

第9問の政府の責任については、三世代家族の場合、

第 10 表

		質問		(1) 母業	見が子を叱った	時、祖母がかば	ったら	
	令 笑形態	答	母親修位型	自律無干涉型	祖母後位型(り)	民主型(二)	ナシ	計
		二世代	7 (7, 1)	17 (17,2)	4 (4.0)	70 (70,7)	1 (1.0)	99 (100)
307	才以下	三世代	5 (14.7)	7 (20.6)	1 (2.9)	21 (61,8)	0(0)	34 (100)
		二世代	13 (8.8)	30 (20.3)	3 (2.0)	100 (67.6)	2 (1.4)	184 (100)
357	35才以上	三世代	5 (7.8)	14 (21.9)	1 (1.6)	41 (64, 1)	3 (4.7)	64 (100)

第 11 表

質 間 (2) 家を改築するような時祖母に意見を聞くか							
年 令 家族形態	答	母親優位型	自律無干涉型 (v)	祖母優位型	民主型(二)	ナッ	計
	二世代	1 (1.0)	40 (40.4)	2 (2.0)	56 (56.6)	0(0)	99 (100)
30才以下	三世代	0(0)	11 (32.4)	0(0)	23 (67.6)	0(0)	34 (100)
	二世代	0(0)	78 (52.7)	2 (1,4)	66 (44.6)	2 (1.4)	148 (100)
35才以上	三世代	0(0)	39 (60.9)	0(0)	25 (39.1)	0(0)	64 (100)

第 12 表

	質問		(8)	子供の教	育に関し	7	
年 令 家族形態	答	母親優位型 (1) %	自律無干涉型 (*)	祖母優位型	民主型	ナシ	#
	二世代	0(0)	42 (42,4)	8 (8.1)	46 (49.5)	0(0)	99 (100)
30才以下	三世代	0(0)	16 (47.1)	0(0)	17 (50,0)	1 (2.9)	34 (100)
	二世代	0(0)	80 (54,1)	7 (4,7)	58 (39.2)	. 3 (2.0)	148 (100)
35才以上	三世代	0(0)	38 (59.4)	1 (1.6)	25 (39.1)	0(0)	65 (100)

第 13 表

	質問	(4) 祖母のめんどうをみるということに関する母親の意見							
年 令 家族形態	答	母親優位型 (Y) %	自律無干涉型	祖母優位型	民主型	ナシ	計		
	二世代	0(0)	58 (58.6)	4 (4.0)	36 (36.4)	1 (1.0)	99 (100)		
30才以下	三世代	0(0)	19 (55.9)	4 (11.8)	11 (32,4)	0(0)	34 (100)		
	二世代	2 (1.4)	38 (56.1)	11 (7.4)	51 (34.5)	1 (0.7)	148 (100)		
35才以上	三世代	1 (1.6)	24 (37.5)	11 (17.2)	27 (42.2)	1 (1.6)	64 (100)		

35才以上の母親に、「当然老後は子どもが面倒をみるべ する意見がふえるのと同じような現象といえよう。 きである」とするものが30才以下の母親に比し多い。二 世代家族の場合はそうした差はみられない。このことは しばしばいわれるように年令が進むにつれ、同居を希望での質問を更に発展させ、その内容を明確にするために

(2) 母親に対する集団面接調査の結果

同居家族の母親を対象にした集団面接調査は、質問紙

日本総合愛育研究所紀要 第7集

第 14 表

	質問	· .	(6) 祖母のお小遺いについて							
年 令 家族形態	答	母親優位型	自律無干涉型 (*)	祖母優位型	民主型(4)	ナシ	計			
30才以下	二世代	9 (9.1)	27 (27.3)	11 (11,1)	52 (52,5)	0(0)	99 (100)			
003 13 1	三世代	1 (2.1)	16 (47.1)	2 (5.9)	14 (41.2)	1 (2,9)	39 (100)			
35才以上	二世代	11 (7.4)	32 (21,6)	20 (13, 5)	82 (55, 4)	3 (2.0)	148 (100)			
003 13.1	三世代	4 (6.3)	15 (23.4)	11 (17.2)	33 (51.6)	1 (1.6)	64 (100)			

第 15 表

	質問	(6) 入 浴 の 順 序							
年 令 家族形態	答	母親優位型(イ)%	自律無干涉型	祖母優位型	民主型(1)	ナシ	計		
30才以下	二世代	2 (2.0)	43 (43.4)	6 (6.1)	48 (45.5)	0(0)	99 (100)		
003 12/1	三世代	0(0)	15 (44.1)	1 (2.9)	17 (50.5)	1 (2,9)	34 (100)		
35才以上	二世代	0(0)	61 (41,2)	14 (9.5)	68 (45.9)	5 (3.4)	148 (100)		
007 15.1	三世代	0(0)	27 (42.2)	3 (4.7)	33 (51,6)	1 (1,6)	64 (100)		

第 16 表

	質問	-	(7) 母親が実家に行くことに関して							
年 令 家族形態	答	母親優位型(イ)%	自律無干渉型 (*)	祖母優位型	民主型(=)	ナ・シ	計			
30才以下	二世代	4 (4.0)	17 (17.2)	0(0)	77 (77.8)	1 (1,0)	99. (100)			
503 12 1	三世代	0(0)	4 (11.8)	0(0)	30 (88.2)	0(0)	34 (100)			
35才以上	二世代	5 (3.4)	14 (9.5)	2 (1, 4)	125 (84,5)	2 (1,4)	148 (100)			
357以上	三世代	5 (7.8)	8 (12.5)	1 (1.6)	50 (78,2)	0(0)	64 (100)			

第 17 表

質問				(8) 自分				
年 令 家族形態	答	1 %	₽	^	, =	ホ(その他)	ナルジ	감
30才以下	二世代	7 (7.1)	60 (60.6)	7 (7.1)	13 (13, 1)	11 (11, 1)	1 (1.0)	99 (100)
003137	三世代	2 (5,9)	20 (58,8)	3 (8,8)	1 (2,9)	6 (17.6)	2 (5,9)	34 (100)
35才以上	二世代	5 (3.4)	92 (62.2)	9 (6.1)	11 (7.4)	28 (18.9)	3 (2.0)	148 (100)
003 13.1	三世代	6 (9.4)	42 (65.6)	2 (3.1)	5 (3, 1)	6 (9.4)	3 (4.7)	64 (100)

- 「イ、当然子供と同居して面倒をみてもらう 」ロ、自分が動ける間は子供と別に生活し、動けなくなったら面倒をみてもらう
- へ、一応別居はするが経済的に面倒をみてもらう
- ニ、変老院に行ってもよいから子供の世話にはならない

第 18 表

	質問		(9) 老後の生活保障は政府がみるべきか								
年 令 家族形態	答	1 %	pr.	^	<u>.</u>	亦 ′	ナシ	計 			
	二世代	20 (20,2)	11 (11,1)	13 (13, 1)	48 (48.5)	6 (6.1)	1 (1.0)	97 (100)			
30才以下	三世代	7 (20.6)	2 (5.9)	1 (2.9)	19 (55.9)	2 (5.9)	2 (5.9)	39 (100)			
	二世代	24 (16.2)	13 (8.8)	16 (10.8)	82 (55, 4)	9 (6, 1)	4 (2.7)	148 (100)			
35才以上	三世代	10 (15.6)	4 (6.3)	10 (15.6)	31 (48, 4)	7 (10.9)	2 (3.1)	64 (100)			

- [イ、個人が責任を全ておうのはおかしいと思う、政府が保障すべきだ
- ロ、個人はそれぞれ、政府にも子供にも頼らず自分の生活については責任をもつべきだ
- ハ、当然子供が面倒をみるべきである、子供に扶養能力のない場合は政府がみるべきである
- | 二、本来は、子供にも政府にも頼らず自分で自分の生活には責任をもつべきだが色々な事情で生活できない場合は 子供がみるべきだ

行ったものである。質問は従って前記の質問紙の質問項目に、更に「現在の子どもの問題ではどのようなことについて悩んでいるか」など数項目を加えた。「現在の家庭で子どもの問題についてはどのようなことで悩んでいるか」という間に対して、参加した母親の全てが子どもがわがままで困るということを訴えた。その背景に祖父母の想要的態度があることは当然である。特に長子に社会の視受的態度があることは当然である。特に長子に社会して祖父母は甘く、わがままな行動が目立つという、そうした場合には母親がどんなにやかましくいっても全人の神経質な過保護な態度も問題になった。いくら母親が満着をさせようとしても厚着をさせたり、泥遊びのような汚れる遊びを極端に嫌ったりしていたのでは子どもが神経質な、線の細い子どもになっても仕方がなかろう。

母親が叱った時に祖母がかばうということは、あまりなく、一応その場では母親に遠慮している風がみえ、真向から母親のやり方を批判する形をとるものは少ない。 しかし小姑とか祖父には真向から母親のしつけを批判するものもいた。祖母の場合は陰で甘やかしてしまうわけである。

第2間の家の改築のようなことの相談については、経済的に祖父母に依存している場合には、そうしたことを 夫婦だけで決めることはないが、父親が完全に経済を握っている場合にはやはり父親の判断というものが優先し ている。

子どもの教育については、経済力などとは関係なく父母のものとする傾向が強く、「祖父母には一応相談はする」という形をとっているものが多い。しかし中には祖父母と両親とで話し合って決めているような例もあっ

た。

「祖母の面倒を誰がみるか」ということについては、一般論としては当然子どもがみるべきだとするが、自分の問題となると、どこまで祖母に満足のゆくような世話ができるか疑問だとするものが多かった。中には祖母が病気をし、その霜護を通じて祖母との関係が好転し、祖母が母親を受け入れ、その地位を認めるようになったというような例もあった。

祖母の小遣いについては、祖母の経済的能力に関係があり、祖母自身が金をもっている場合にはあげる必要がないとし、持っていない場合は父親の判断であげているというものが多い。父親が臨時収入の入った時に祖母に小遣いをあげている例もある。何れにしても小遣いの額などについては父親の判断に委せられているとみてよかろう。

入浴については、順序が祖父母優先で決っているという家庭が一例あったが、他は全て入浴の順序はなく、子ども本位である。祖母がいつも先に入るという例もあったが、これも子どもを入れてくれるという条件があるためであり、上下関係から生れたものではない。

母親の実家に帰る時の祖母に対する気兼ねは、質問紙の所でも述べたように問題が非常に微妙であるために互いに気を使っているようである。母親が少し遅いと機嫌が悪いという祖母もおり、実家にばかりよくするのではないかとの疑いの目でみられることもあるので、母親としてもゆっくり実家で遊んで来ることはできないし、実家の親に金品をあげることにも非常に気をつかうという話が皆から出された。

この他では祖母が夫の世話をやくことには非常な不満 を皆の母親が話しており、そうした態度は母親の夫に対 するサービス意欲を著しくそぐという意見が圧倒的であった。外出などにも非常に気をつかい、父親が一緒の時は祖母にも声をかけるという例もあったが、一方では祖母から孫を離すことが祖母を1人でゆっくりさせることにもなるので、夫婦と子どもだけで外出する機会が多いという話も出た。しかしこれは祖父母が健在の家庭の例である。

(8) 祖母に対する面接調査結果

祖母に対する面接、調査員を各家庭に訪問させ、家庭 で意見を聴取した。その結果を現在の子どもの生活状態 と行動、祖母の意見、母親との関係の三つの分野に分け て述べる。

こイ、子どもの生活状態と行動 。

まず子どもの運動面についてみると、一部の例外を除き、子どもの多くは、いわゆるおとなしいという表現であらわされるような子ども遠である。この場合、そうしたことに祖母としては関心を持っていても、自分自身の体力がないので、共に活発に行動することが出来ず、子どもの行動も自然室内に限定されてしまったりして元気に動きまわることが少なくなってしまうわけである。手指の器用さについても、不器用な子どもが多いが、これも祖母の過保護な扱いが影響しているように思える。

知的能力や関心についての結果では、絵本や絵描きなどには多くの子どもが強い関心をもち、1日のうちかなり長時間そうした種類の遊びを行っている。そして言葉の面では、おしゃべりな子どもが多く、ませたことをしばしば口にして祖母や周囲のものを驚かすことが多いという話が多くの祖母からきかれた。

情緒面では「泣き虫」が多く、家でも友達の中でも何かというと大声で泣く子どもが多いというが、これも祖母の過保護な育児態度に原因が求められよう。要するにおばあさん子は臆病で依存的である。

社会性についてもあまり積極的に友達の中に入って行って一緒に遊んだりする子どもは少なく友達に誘われれば遊ぶというものが多い。しかし、兄弟などがいたりする場合には屋外の遊びも活発である。

p、祖母の意見

このような子ども達の行動を祖母がどのようにみてい るかというと、どちらかというと傍観者的態度をとるも のが多かった。例えば、知的能力を伸すことに つい て も、社会性についても、積極的に自分が関与し、能力を 伸すことに努力しようという態度はみられず、責任は母 親にあり、自分はあくまでも援助する立場にあるという ことを強調していた。従って、字や数の教育にしても母 親のように自分から教えようとしていたものは1名もな かった。情緒面での甘えや依存についても、そのことを 積極的に直そうとする態度はみられず、むしろ祖母にな ついているとして満足感をもって、そうした子どもの行 動をみている祖母が多かった。社会性の面についても、 友達遊びの重要性は理解していても、友達遊びの中から 覚えて来る悪い言葉などの方に関心があり、そうしたこ とを嫌うために友達遊びに消極的態度をとる 祖母 もお り、この場合も祖母としてはあまり積極的に努力しよう という姿勢はみられない。

ハ、母親との関係

母親に対する注文には、今の母親は甘過ぎるという意

						<u> </u>		第		1
	答				2	2		1	0	
-	行動	特徴	家族形	態 ——	二世代%	三世代	二世代	三世代	二世代	三世代
•	1.	自	立	心	41 (19.0)	34 (16.6)	58 (26.9)	43 (21,0)	91 (42.1)	82 (40.0)
	2,	神経	医質化	(向)	3 (1.4)	7 (4.4)	67 (12,5)	20 (9.8)	89 (14.2)	83 (40.5)
••	3.	穁	極	性	30 (13.9)	19 (9.3)	56 (25,9)	40 (19.5)	73 (33.8)	53 (25.9)
••	4.	攻擊	的態	度	17 (-7,9)	37 (18.0)	53 (24.5)	76 (32,7)	92 (42.6)	64 (31.2)
	5,	協	調	性	21 (9.7)	29 (14.1)	73 (33.8)	70 (34.1)	90 (41.7)	65 (31.7)
i	6.,	集	4	カ	26 (12.0)	33 (16, 1)	59 (27.3)	61 (92.8)	69 (31.9)	57 (27.8)
i	7.	自己	上 抑 制	カ	16 (7,4)	23 (11,2)	69 (31,9)	63 (30,7)	94 (43.5)	79 (38.5)
••	8.	運	動 能	力	34 (15.7)	18 (8.8)	39 (18, 1)	32 (15.6)	111 (51.4)	93 (45, 4)
•	9.	指	璜	カ	18 (8.3)	18 (8,8)	48 (22.2)	28 (13,7)	100 (46.3)	86 (24.0)
	10.	先生に	こ接する	態度	37 (17.1)	37 (18.0)	74 (34.3)	53 (25.9)	89 (41.2)	87 (43, 4)
	11,	幼稚園 数	と休ん	だ日	休み 37 (17.1)	な し 53 (53.2)	1日~ 57(26.4)		3日~ 27 (12.5)	(` _(
-		0/1.9#		/ db .	19103 A.			'		

^{・ 5%}水準で有意(少←問題→多)

^{•• 1% *}

見と、無責任であるという二つの意見がどの祖母の場合 にも話題になった。そして、母親が働きに出ることには 概して反対のものが多く、中には子どもをおいて出る今 の母親の気持は全く理解できないという意見を述べた祖 母もいた。

母親が甘いということは、夜だけしか接触できないため仕方がないかもしれないが、祖母としては自分が強く叱るのはいやで、やはり母親がしっかりしたしつけをしてくれないと、昼間あずかる立場からも困るというわけである。しかし、このことは母親の側からすれば当然祖母は甘くて無責任ということになるであろう。そうしたしつけの一貫性については、実の娘、つまり母方の祖母との同居の場合はうまくいっているようで、この場合は祖母も遠慮なく娘にいえるのでしつけの混乱はおこらないと自慢していた祖母もあった。

無責任さについては、母親が本来子どもの面倒をみるのが当然で、祖母がその役割を負わされるのはおかしいし、不満であると共稼ぎのものを烈しく非難する祖母もおり、そのことについては、前述した如く殆んどの祖母は批判的であった。1名だけ孫の面倒をみることが出来るのは年寄りとして最高に幸福であるという意見を述べた祖母がいたがそれは例外である。

4. 子どもの行動評価の結果

-10日

3 (1.5)

. 9

3か所の幼稚園児について、三世代家族の子どもと二世代家族の子どもの行動評価を比較したのが第19表である。その結果は表に示す如く、危険率1%水準で有意の差のあったものは、積極性、攻撃的態度、運動能力の3

項目であり、5%水準で有意の差のあったものは、自立 心、指導力の2項目である。つまり約半数の項目につい ては三世代家族の子どもと二世代家族の子どもとの間に 差がみられたということになる。

自立心については、三世代家族の子どもにやや劣るものが多く、積極性については積極的なものが二世代家族の子どもに多い。攻撃的態度については、おとなしいというものが三世代家族の子どもに多く、運動能力については、優れているものが二世代家族に多い。又、指導力については、宮むものが二世代家族のものに多い。運動能力も三世代家族のものに劣る子どもが多くみられる。

以上の結果から、三世代家族の子どもの方に問題をもった子どもが多いということがいえよう。第1報で3才児について同じように調べた結果でも自立面や、運動面に劣るものが三世代家族の方に多いという結果がみられたが、幼稚園児の場合にも同じことがいえるわけである。そこで次にこうした三世代家族の子どもの問題行動を一事例からくわしくみてゆくことにしよう。

5. 問題児の事例研究

Kケースは昭和45年10月に幼稚園において集団行動が とれず、 友達となじめないで勝手なことばかりするので 知能遅滞があるのではないかという疑いで来所したケー スである。

そこで第1回目に知能テストを実施してみたわけであるが、知能の遅滞はみられなかった。

○テストの結果とテスト中の態度

25 (12.2)

216 (100.0)

205 (100.0)

鈴木ビネー式知能テスト IQ 112

	_	1	_	2	無 答 <u> </u>		計	
	二世代	三世代	二世代	三世代	二世代	三 世 代	二世代	三世代
•	25 (11,6)	38 (18.5)	1 (0,5)	8 (3.9)	0(0)	0(0)	216 (100.0)	205 (100.0)
	82 (38.0)	84 (41.0)	15 (6.9)	10 (4.9)	0(0)	1 (1,5)	215 (100.0)	205 (100.0)
	48 (22, 2)	80 (39.0)	9 (4.2)	13 (6.3)	0(0)	0(0)	216 (100.0)	205 (100.0)
	43 (19.9)	28 (13,7)	11 (5,1)	9 (4.4)	0(0)	0(0)	216 (100.0)	205 (100.0)
	28 (13.0)	38 (18.5)	4 (1.9)	3 (1.5)	0(0)	0(0)	216 (100.0)	205 (100.0)
	57 (26.4)	43 (21.0)	5 (2,3)	11 (5.4)	0(0)	0(0)	216 (100.0)	205 (100.0)
	34 (15.7)	32 (15.6)	1 (0.5)	7 (3,4)	2 (0.9)	1 (1,5)	216 (100.0)	205 (100.0)
	24 (11.1)	52 (25.8)	8 (3.7)	10 (4,9)	0(0)	0(0)	216 (100.0)	205 (100.0)
•	37 (18, 1)	57 (27.8)	10 (4.6)	16 (7.8)	1 (0.5)	0(0)	216 (100.0)	205 (100.0)
	15 (6 0)	26 (12.7)	1 (0.5)	0(0)	0(0)	0(0)	216 (100.0)	205 (100.0)

3 (1.5)

24 (11.1)

テスト中もじっとしていないで動きまわる。課題意識 が全くなく、テスターに甘えて身体をよせてくる。態度 は極めて幼稚である。

○ 母親の本児に対する評価

長女に比べると知能、生活態度共に大きな差があり、 非常に劣っているように思える。母親や祖母に対しても 閉鎖的で親しみを示さない。長女は祖母が殆んど育てた ようなもので、本児は母親が自分のやり方で育てようと 思い、手をかけずに育てた。例えば、泣いてもとり合わ ず、話しかけることも殆んどなかったという状態を続け ていた。

〇 指導方針の決定

そこで本児の場合、知能的には問題がないので、情緒 面での成長をはかることが、ひいては生活態度全般の改 善につながると考え、子どもに対しては遊戯療法、母親 に対してはカウンセリングを実施することに決めた。

〇 治療の経過

遊戯療法は45年11月30日よりはじめ現在まだ継続中である。

最初のうちは喜んで来て、いろいろな玩具を使い活発に遊んだ。セラピストのラポートもすぐにつき、甘えたり、一緒にゲームなどを楽しんだりした。しかし、その甘え方などの行動は非常に幼く、幼児前期の子どものようにベタベタと 身体にまつわりつくという調子 であった。そして46年4月に小学校に入学して暫くたってから、自分はもう大きいから遊びに行く必要はないと治療を拒否することが時々あるようになった。しかし、来所すれば元気によく遊び、嫌がるような気配は少しもみられなかった。

- 最近では遊戯療法を拒否するようになり、休む日が多 い。

○ 幼稚園、学校での経過

幼稚園では3学期になってから大分よくなったと先生から賞められるようになり、保育室から勝手に出ることもなくなって来た。先生に対しても話すようになった。しかし、集団行動はまだまだ円滑にはゆかず、一人ぽっちのことが多い状態であった。

小学校に入ってからは先生にも目をかけてもらい、先生も可愛い子どもだと受け入れてくれたが、1学期の後半からは勝手な行動や、幼い行動があまり目立つので先生から叱られることが増えて来た。そして家庭でしっかりしつけて欲しいと先生から注意された。友達に対しても幼児の如く行動するので特別な目でみられているらしい。女の子にしがみついたりすることが多いのでいやらしいと思われ、一緒に遊んでもらえないこともあるとい

う状態である。最近でも友達にいじわるをされると授業中にそのことを大声で訴えて泣いたりするので、先生も手をやいている。しかし、こうした状態にあっても積極的な登校拒否はみられないで、朝になれば嫌な顔をしないで登校している。

○ 母親との面接

母親は前述した如く、祖母に対する意地があり、祖母が長女に対してとった態度の全く逆の方法をとって本児を育てたといっており、その方法は極めて放任的、拒否的な扱い方であった。そして現在ではその失敗の結果として本児の問題行動をみており、努めて本児と密接に接触するようにしており、少しずつ母親に対しては本児も愛情を示し、積極的に遊ぶようになって来ている。しかし、今度はそうした不安のため、子どもに対し口やかましくなるようになり、つい子どもの行動の一つ一つに干渉を加えてしまうという状態が現在も続いている。例えば学校から帰ると、すぐに「今日はおとなしくしていたか」と聞いてしまうという。

母親の態度の中にもかなり幼児的な面もあり、不安が 強く情緒的にも不安定な状態にあることは、その言葉の 内容や面接時の落ち着かない態度からも察せられる。

そこで現在ではこうした母親自身の情緒の安定を計る と共に、精神的成長をうながし、母親としての正しい役 割をとれるようにカウンセリングを通じて働きかけてい る。

問題行動の背景

本児の幼稚な性格や集団における不適応行動の背景には、当然母親自身も述べているように乳幼児期における母子の不自然な関係が大きく働いていることは明らかである。入浴の際にも裸で母子で入浴したことは乳児の頃からなく、母親は常に洋服を着て子どもを風呂に入れていたという態度は常識はずれで健全な母子関係からは考えられないことである。本児が精神分析学でいう口唇期において常にこうした状態の下で愛情不満を経験させられていたことが、本児自身の情緒的成熟をおくらせてしまったとみることができよう。

では何故母親がこのような態度をとるようになったか については、もちろん母親自身が持っていた性格的なも のも働いていようが、やはり最も大きな要因としては、 嫁姑関係におけるゆがんだ人間関係をあげないわけには いかないであろう。

母親自身もいっているように、そうした態度は祖母に 対する復讐的な意味もあって意地になってやったわけで あり、一つのしっかりした育児観や、しつけ方針から出 たものでないことは明瞭である。母親の言によると祖母

は非常に権威的な人で、家族の中で常に優位な地位にあり、祖父や父親も完全におさえられているという状態にあるので、到底嫁の立場である母親が表立った反抗などできるものではなかったと訴えていた。

そこで抑圧された不満が本児に対する歪んだ育児態度となってあらわれたものであり、本児はそうした歪んだ人間関係の犠牲となっていたわけである。そして現在では、祖母の育てた長女が順調にゆき、自分の方法で育てた本児が問題を多くもっているので、母親は愈々敗北感を強め、本児に対し自然な態度で接することができないでいるとみてよかろう。つまり本児の母親の場合、母親としての順調な成長がなく、常に不安定な環境の下に時には拒否的な、あるいは干渉の多い態度で本児に臨むことになっていたわけである。

従って、本児のケースは同居家庭における嫁姑関係の 歪みが働いて生じた典型的な問題のケースとして考える ことができよう。

6. まとめ

おわりに以上の諸結果を綜合して三世代家族における 育児の問題について考察を加えてみたい。

第1に考えられることは、三世代家族、つまり同居家族は、その人間関係の複雑な事情が当然のこととして考えられていたが、今回のいろいろな調査の結果をみてもその複雑さは予想通りであり、種々な角度からの究明がなされない限り、その実態を明らかにすることは困難であるということである。例えば今回の調査においても、質問紙や祖母に対する面接では、嫁姑が一緒に話し合い

で生活を円滑に営むことがさかんにいわれていたが、実際問題としては、表面的には荒立てぬようにしながらも相手に譲ることをよしとしないケースが多かったし、子どもの問題でもいろいろな問題が生じていた。 Kケースなどはその最もよい例であろう。

Kケースのように子どもが祖母の側と母親の側に分裂してしまっているような例はこの他にも非常に多い。Kケースのように姉弟仲がよい場合はまだ問題がないが、兄弟関係にまで嫁姑関係の対立が持ち込まれているような場合は最悪の事態になることが考えられる。

しかしながら、こうした同居家族の場合にも、その困難を克服しているケースも皆無ではない。ではどのような場合にそうしたことが可能かといえば、祖母と母親がそれぞれ自分の生活を持ち、理性的に譲るべき所は譲り、互いの立場を尊重している場合である。相手の生活の中に立ち入らないで一歩距離をおいての付き合いということが嫁姑の間では特に重要である。子どもの問題にしても、互いに自己の所存を主張したり、相手の欠点を嫁姑の間で資め合っていたりしては、問題はますます混乱するばかりである。子ども自身の独立した人格を尊重し、協力してその健全な発展を願うという立場に立てば、嫁姑の対立などあり得ぬはずである。

又、調査方法などについてもまだまだ検討の余地があり、今後は更に幅広く対象を把握すると同時に、小例研究的方法や、観察法を使い、家族内の人間関係をより深く究明してゆく必要があろう。なおKケースの遊戯療法は研究第6部の小野翆が担当した。

Study on the Families of Three Generations (Report 2)

Dept. 7 Taneaki Takahashi Mariko Mitani

In the previous study we made clear the actual status of the lives of grandmothers and behaviors of children living in the families of three generations. In the present study we made various investigations focussing our point on the relation between the relationship of daughter-in-law and mother-in-law and upbringing of children in the families of three generations. We inquired by questionnaire method the mothers' consciousness of the relation between daughter-in-law and mother-in-law and asked mothers by group interview their actual living status in the families. To grand-mothers, we made home visits to ask their opinions on present mothers' opinions. Besides, we made a case study to discuss the way of relating the relationship of daughter-in-law and mother-in-law with child rearing practice which was thought difficult to be grasped by the above-mentioned questionnaire and interview methods.

The results of our investigations clearly show that in bringing up children in the families of three generations, various problems are delicately intertwined reflecting the complicated human relationship in the families, and resulting in exerting unfavorable influence upon the children. Above all, lack in consistency in child upbringing practice is always existent as a serious problem, containing in it the opposition of thoughts old and new.

The honest actual status of upbringing children in the present families of three generations seems that although both old generation and younger generation ostensibly give way to each other, as a matter of fact, each generation practise their own upbringing method on their children or grand-children persisting in their own convictions.